

令和5年度 加賀市三森良二郎奨学金奨学生募集要項

加賀市では、優秀な学力及び素質を持ちながら大学に修学することが経済的に困難な者に対し奨学金の助成を行い、もって社会に有用な人材を育成するため加賀市三森良二郎奨学金奨学生を募集します。

奨学金の助成を希望する方は、以下のとおり書類を準備いただき学校を通じてご応募ください。

【募集の対象】

現在、高等学校に在学し、令和5年4月に大学（大学院、大学院大学及び短期大学を除く）へ進学を予定している者

【募集の内容】

	奨学生①	奨学生②
募集人数	5人以内	5人以内
奨学金の額	月額 20,000 円 (原則返還の必要はありません。)	月額 20,000 円 (下記応募要件の④を満たさない時は返還が発生します。)
応募要件	次の①～③の全ての要件を満たす者 ①加賀市に居住し現在高等学校に在学する者 ②優秀な学力を有し、品行方正な者 ③経済的事由により学資の支払が困難な者	次の①～③の全ての要件を満たす者 ①加賀市に居住し現在高等学校に在学する者 ②優秀な学力を有し、品行方正な者 ③経済的事由により学資の支払が困難な者 ④大学卒業後、加賀市に一定期間居住する者 (卒業後1年以内の日からその後5年間) ※④の要件については、下記欄外の説明をご参照ください。
支給期間	入学した大学(学部)の正規の最短修業年限の終期までとします。	左記に同じ

※奨学生②の場合

大学卒業後、加賀市に一定期間（卒業後1年以内の日からその後継続して5年以上の期間）居住しなくなった時は奨学金をその居住した期間に応じて返還して頂くことになります。返還方法（一括又は分割）については返還するときにご相談ください。

（返還の額）

居住しなかった場合、又は、居住期間が1年未満の時・・・全額返還

居住期間が1年以上～5年未満・・・(60月－居住月)÷60月×奨学金の総額を返還

(例) 奨学金100万円支給された者が、卒業後3年間加賀市に居住し転出した場合

※返還額 (60月－36月)÷60月×1,000,000＝400,000円

【応募方法】

在学する高等学校長の推薦を経て、加賀市教育委員会事務局へ必要書類を提出してください。

個人の応募、提出はできません。（学校を通じてご提出ください。）

【応募期間】

令和5年1月4日（水）～令和5年2月10日（金）必着

【提出書類】

- 1 令和5年度加賀市三森良二郎奨学金支給申請書（所定の様式B-1）
- 2 令和5年度加賀市三森良二郎奨学金奨学生推薦書（所定の様式B-2）
- 3 学業成績証明書（高等学校所定のもの）
- 4 住民票（世帯全員分、及び生計を一にする者）の写し※①
- 5 令和4年度（令和3年分）の所得証明書（世帯全員分、及び生計を一にする者）※②

※①② 申請書（様式B-1）裏面の「承諾書」の欄に世帯主の記名押印のある場合、提出の必要はありません。

〔注意〕 提出された書類は、返却いたしませんのでご了承ください。

【選考方法】

奨学生の選考は、申請書類等に基づき、加賀市三森良二郎奨学金選考委員会において厳正に行います。

【結果の通知】

奨学生の選考の結果は、学校を通じて申請者に通知します。

【給付方法】

奨学金は、毎年6月、9月、12月、翌年3月の各月末日に3カ月分（60,000円）を指定の口座に振り込みます。

【備考】

奨学生となった者は、加賀市三森良二郎奨学金支給規程に基づき、毎年度終了後、学業成績証明書、及び生活状況報告書を加賀市教育委員会事務局へ提出していただきます。また、住所等に異動があった場合は、速やかに届け出をお願いします。（提出がない場合には奨学金の支給を停止することがあります。）

* 問い合わせ先

〒922-8622 加賀市大聖寺南町二41番地

加賀市教育委員会事務局 教育庶務課

TEL0761-72-7975（直通）